

中央区
高齢者保健福祉計画・
第7期介護保険事業計画
平成30年度～平成32年度
(2018年度～2020年度)

平成30(2018)年3月



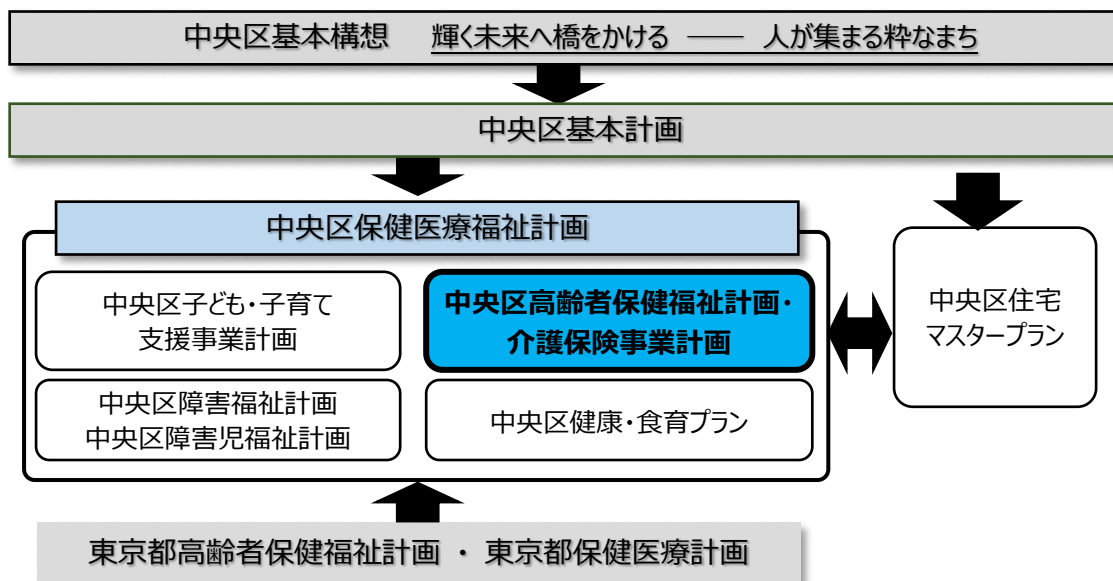
中央区

第1章 計画の枠組み

1 計画の位置付け

「高齢者保健福祉計画」は老人福祉法第20条の8に、「第7期介護保険事業計画」は介護保険法第117条に規定する計画であり、高齢者施策と介護保険事業の取組を総合的に推進するために、両計画を一体的な計画として策定するものです。

計画期間は、平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの3年間です。



2 計画の推進体制と進捗管理

本計画の取組を効果的に推進するため、区民、町会・自治会、民生・児童委員、医療関係団体、サービス提供事業者、社会福祉協議会、ボランティア団体などさまざまな関係団体間の連携を支援することで、地域の主体的な活動の幅を広げていきます。

基本理念（めざす姿）の実現に向けて、計画（PLAN）、実行（DO）、評価（CHECK）、見直し（ACTION）のPDCAサイクルに基づいて効果的に施策を推進していきます。

また、本計画の高齢者福祉施策および介護保険事業の運営については、施策を推進する事業の実施状況の把握や給付実績の分析を行い、計画策定の中心となった高齢者施策推進委員会に定期的な報告を行い、その点検および評価を実施します。年度ごとに目標値を設定している事業については、目標と実績の差や進捗状況を評価していきます。

なお、その進捗状況や外部環境の変化に応じて、当該委員会の委員である学識経験者や医療関係者、サービス提供事業者、被保険者などからの助言・意見を踏まえて適切に見直しを行ったうえで、次期計画の取組に反映させていきます。

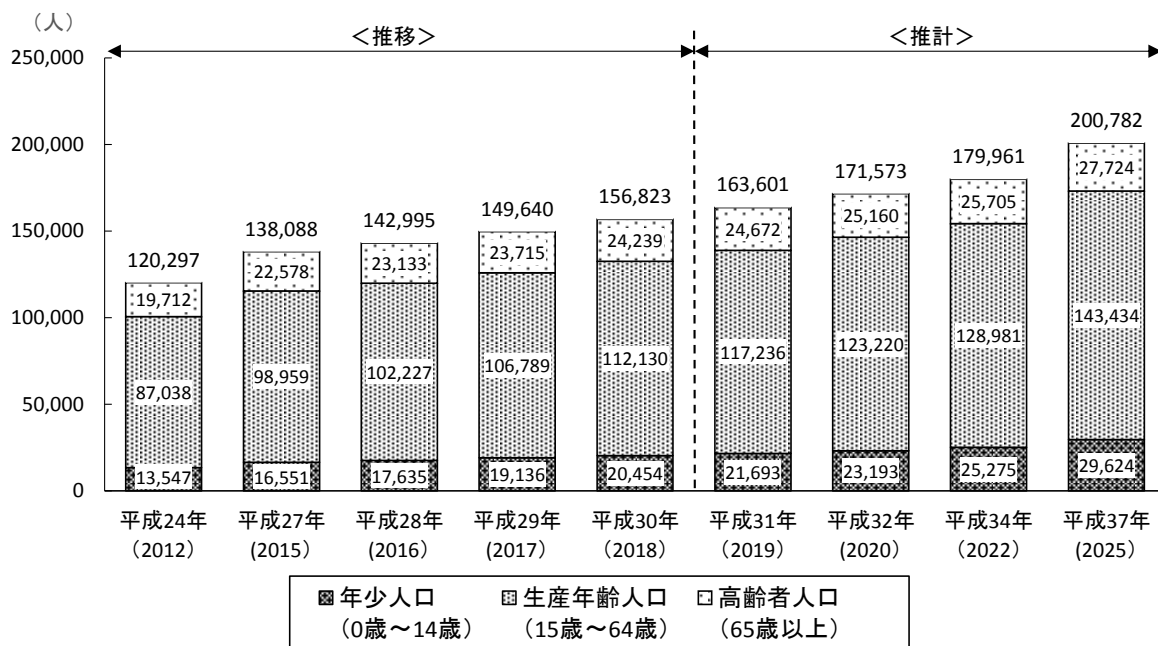
第2章 高齢者を取り巻く状況

1 人口推移と高齢化率

本区の人口は増加傾向にあります。この傾向は今後も続き、平成36（2024）年中には20万人を超えると推計されます。

高齢者人口は他の年齢区分と比べると伸び率はゆるやかであるものの、平成37（2025）年時点で27,724人となり、平成30（2018）年から3,485人の増加が見込まれます。

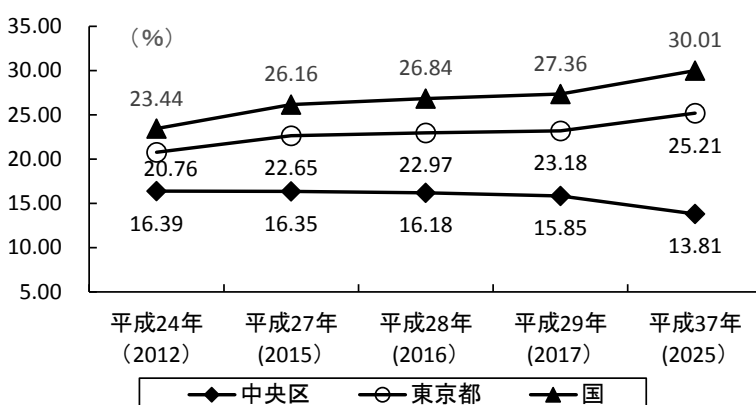
図表1 年齢3区分別人口の推移と推計(中央区)



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）平成27年以降は外国人を含む
平成31年以降は区の推計値（平成30年1月1日現在の人口を基準人口として作成）

本区の高齢化率は東京都や国を下回っています。東京都や国では高齢化率は上昇すると推計されていますが、本区では高齢者人口は増加するものの高齢化率は平成29（2017）年以降も低下していくと推計されます。

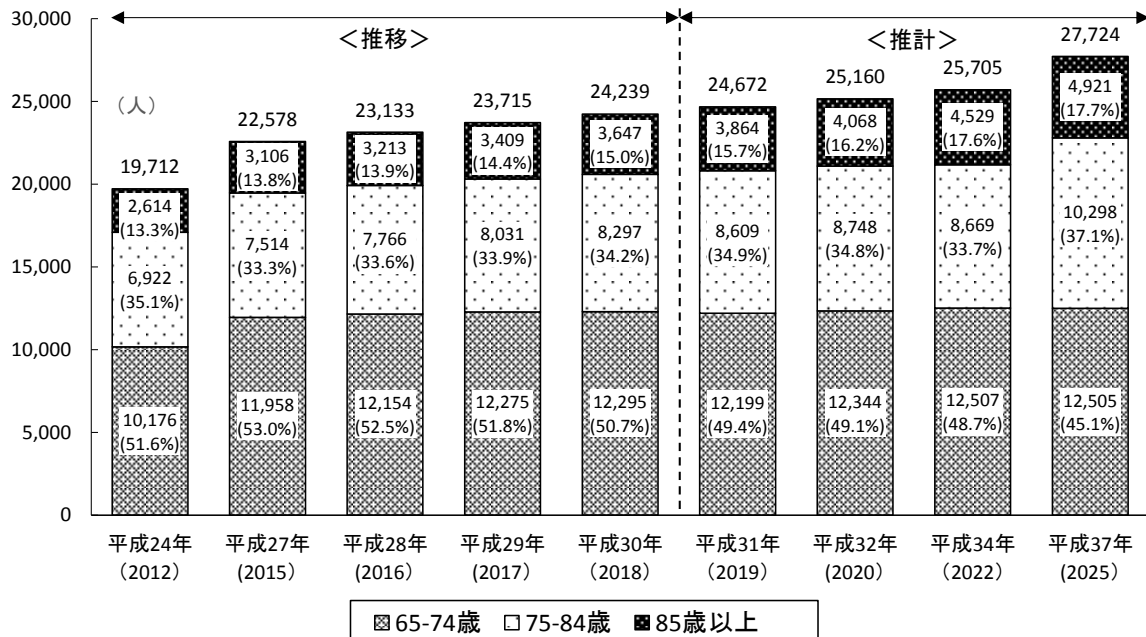
図表2 高齢化率の推移(中央区、東京都、国)



資料
中央区：平成24～29年 住民基本台帳（各年1月1日現在）平成27以降は外国人を含む、平成37年は区の推計値（平成30年1月1日現在の人口を基準人口として作成）
東京都：平成24～29年 住民基本台帳（各年1月1日現在）、平成37年は平成25年推計による東京都男女年齢（5歳階級）別人口の予測
国：平成24年～29年 人口推計（総務省統計局）（各年1月1日現在）、平成37年は平成29年推計による各年10月1日現在の中位推計値

高齢者の人口推移を65～74歳、75～84歳、85歳以上別にみると、65～74歳はほぼ横ばいですが、75～84歳および85歳以上はいずれも増加するものと推計されます。

図表3 年齢区分別高齢者人口の推移と推計(中央区)

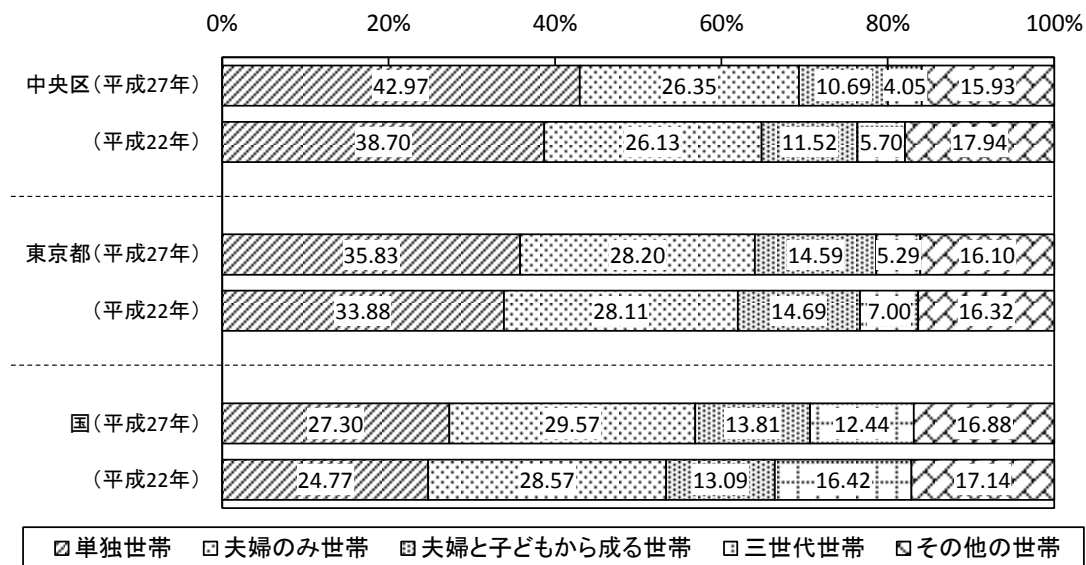


資料：住民基本台帳（各年1月1日現在） 平成27年以降は外国人を含む
平成31年以降は区の推計値（平成30年1月1日現在の人口を基準人口として作成）
※端数処理のため内訳の合計が100%にならない場合あり

2 高齢者の世帯構成の比較

本区は、東京都や国と比較して、高齢者のいる世帯に占める単独世帯の割合が高く、その割合は上昇しています。

図表4 高齢者のいる世帯の世帯構成(中央区、東京都、国)

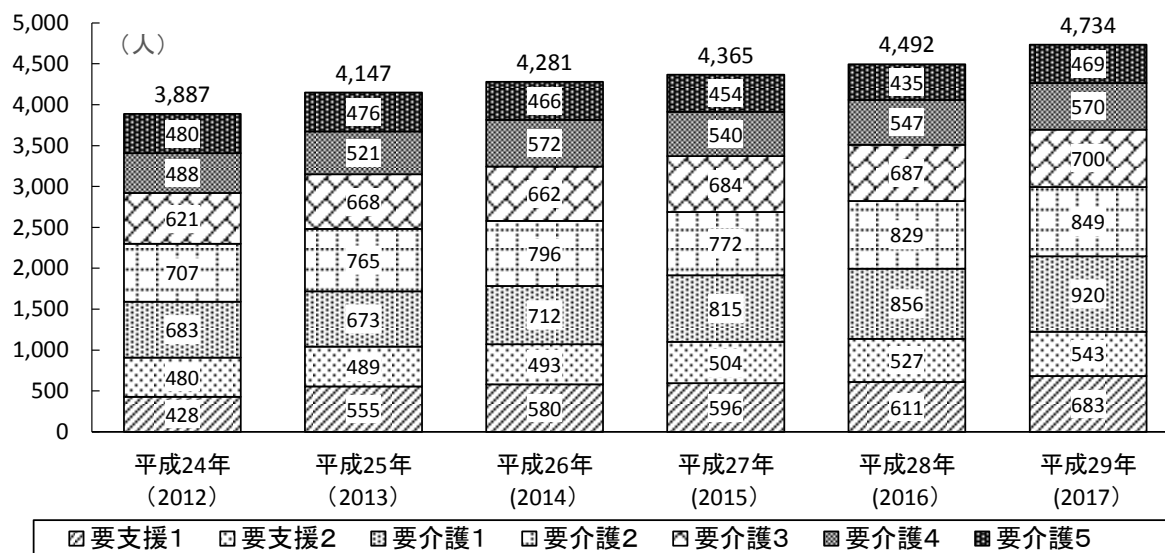


出典：国勢調査（平成22年、平成27年）

3 要介護（要支援）認定等の状況

要支援・要介護認定者の総数は、平成24（2012）年以降一貫して増加しています。また、平成29（2017）年の要支援・要介護認定者数を平成24（2012）年と比べると、ほぼ全ての要介護度で増加しています。特に要支援1は1.60倍、要介護1は1.35倍に増加しています。

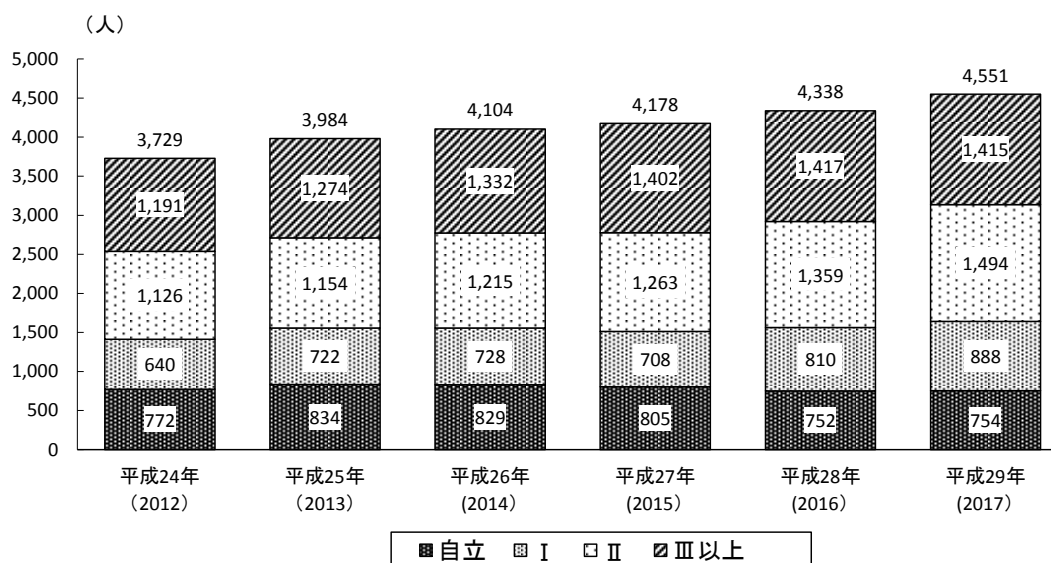
図表5 要支援・要介護度別認定者数の推移(中央区)



資料：介護保険事業状況報告（各年3月31日現在）
 ※要支援・要介護認定者数は、第2号被保険者も含む

認知症高齢者数の日常生活自立度別の推移をみると、「自立」の人数は減少しているのに対し、「Ⅱ（生活に支障ある症状等があるが、他者の注意があれば自立）」および「Ⅲ（日常生活に支障ある症状等があり、介護が必要）以上」の人数は増加しています。

図表6 認知症高齢者数の日常生活自立度別の推移(中央区)



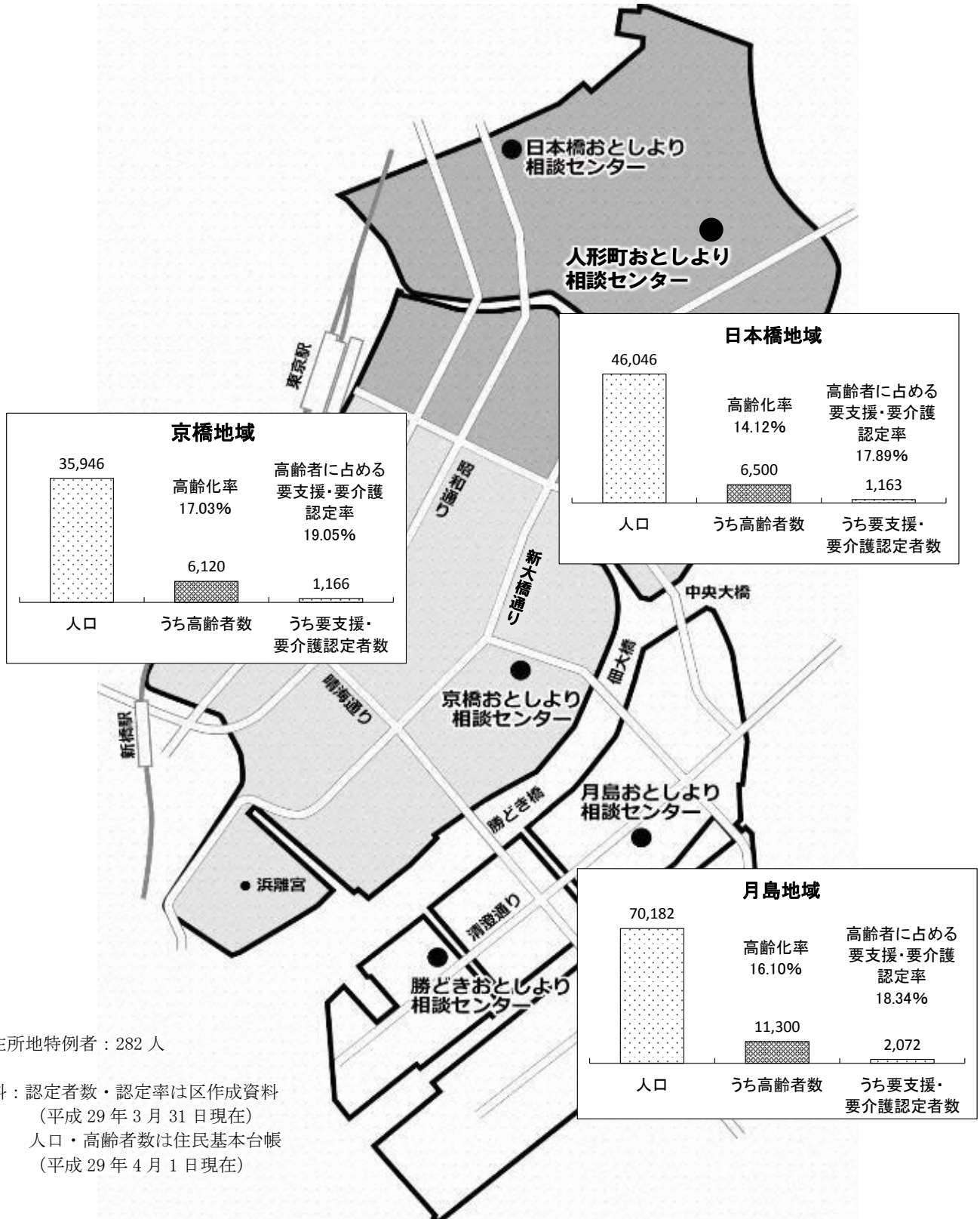
※他自治体からの転入者で自立度が把握できない者は除いて集計

資料：区作成資料（各年3月31日現在）

4 日常生活圏域ごとの比較

高齢者の身近な生活圏域で、高齢者の生活の継続性が確保されるサービス提供体制を整備するため、「京橋地域」「日本橋地域」「月島地域」の3地域を日常生活圏域と定めています。

図表7 日常生活圏域別人口(中央区)



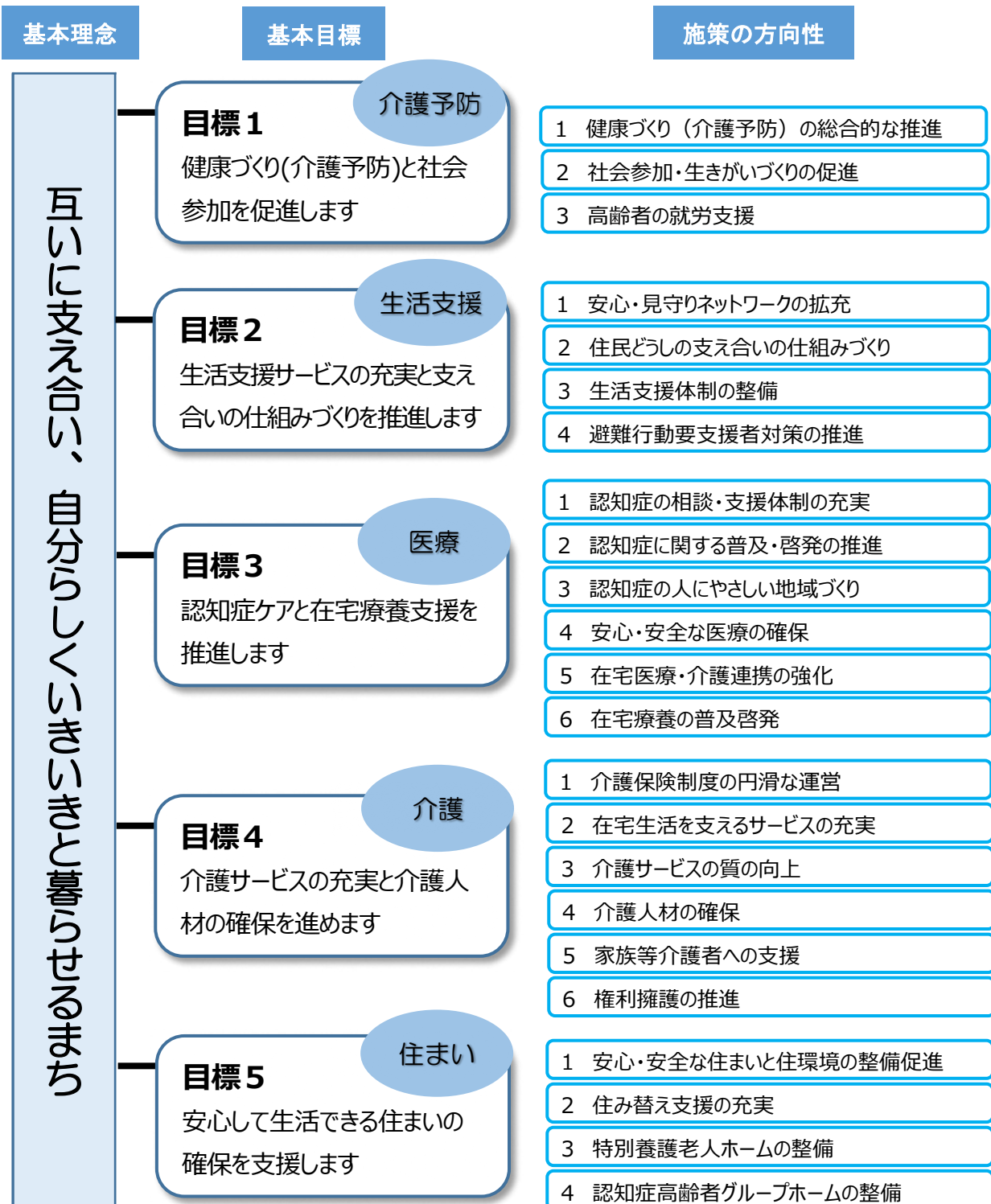
※住所地特例者：282人

資料：認定者数・認定率は区作成資料
(平成29年3月31日現在)
人口・高齢者数は住民基本台帳
(平成29年4月1日現在)

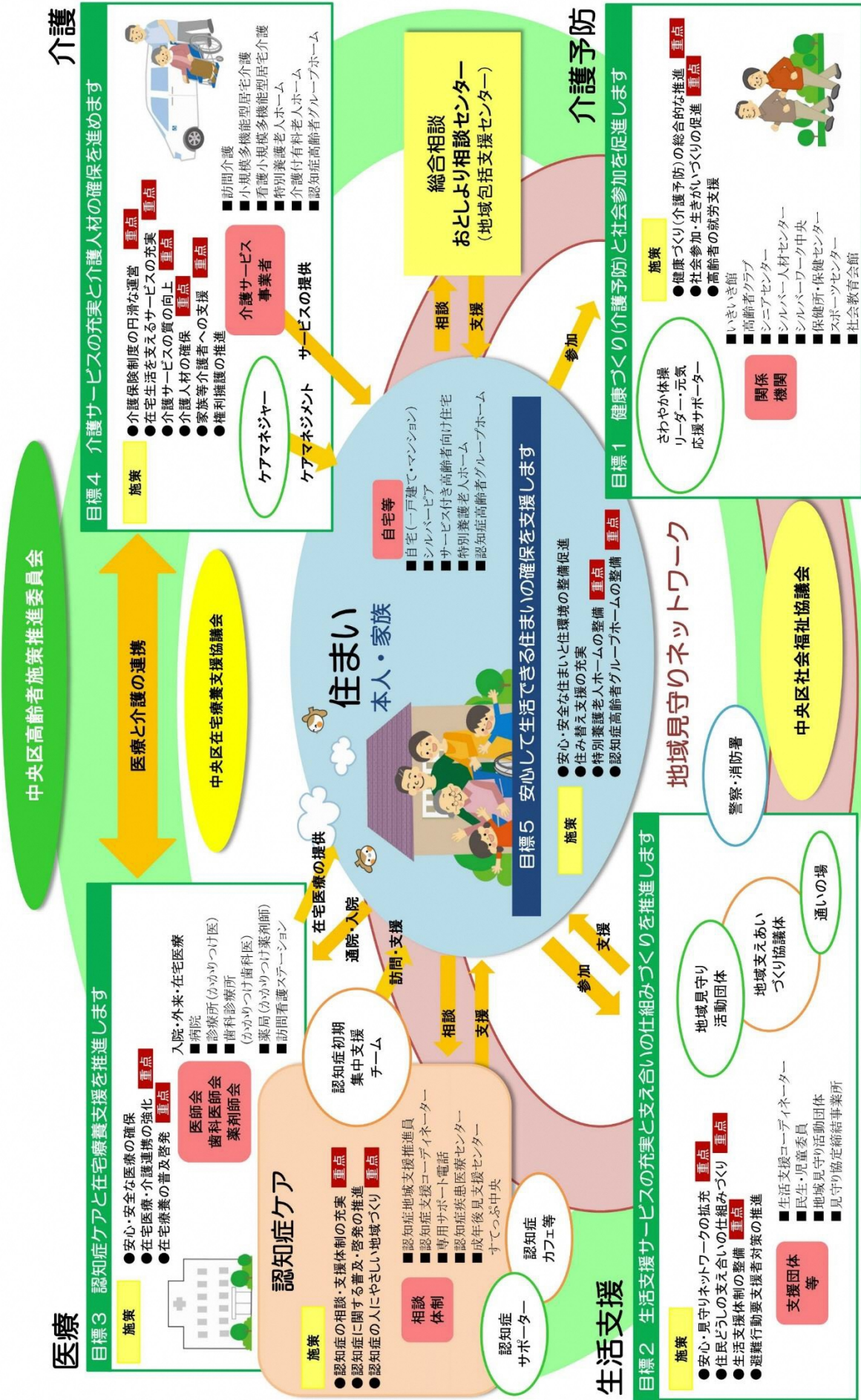
第3章 高齢者施策の方向性

1 基本理念と基本目標

“互いに支え合い、自分らしくいきいきと暮らせるまち”を基本理念として、「介護予防（社会参加）」・「生活支援」・「医療」・「介護」・「住まい」の5つの視点から、今後3年間の高齢者施策を推進していきます。



中央区の地域包括ケアシステム推進体制における高齢者施策の体系図



2 高齢者施策の重点的な取組

本計画では「基本理念」のもと、5つの「基本目標」に向けて「施策の方向性」を掲げています。これらの基本的な考え方に沿って「施策を推進する主な事業」を引き続き実施するとともに、以下の事業に重点的に取り組んでいきます。

目標1 健康づくり(介護予防)と社会参加の促進

健康づくり教室等に参加していない方に、元気なうちから健康づくりに取り組んでもらうため、身近な場所で運動を継続できるきっかけづくりや環境整備を進める必要があります。

また、地域活動等に意欲があっても参加するきっかけがつかめない人等が地域の中でいきいきと活躍することができるようにするため、活動の場や機会を拡充する必要があります。

重点事業	内容
介護予防プログラムの普及 <small>(介護予防・日常生活支援総合事業)</small> 新規	新たな介護予防プログラムを区民ボランティア中心に普及していくことで、多くの高齢者がいきいき館・通いの場などの身近な場所で健康づくりに取り組めるようにしていきます。
「退職後の生き方塾」の開催および活動支援 <small>(介護予防・日常生活支援総合事業)</small> 新規	地域活動の参加意欲があっても活動に結びついていない高齢者に、退職後の生き方のヒントや地域活動のきっかけを提供する講座を開催し、サークル活動やサロン運営等ができるよう支援していきます。
「元気高齢者人材バンク」の活動支援 充実	さまざまな機会を活用してPR活動を重点的に行うことにより、登録者が高齢者施設や児童館など幅広く活躍の機会を得て積極的に地域活動や多世代交流を行い、生きがいや役割を持って生活することができるようにしていきます。
「いきいき桜川」の改築 充実	平成32(2020)年度中の開設に向けて「いきいき桜川(桜川敬老館)」の整備を進めていきます。

目標2 生活支援サービスの充実と支え合いの仕組みづくり

今後も一人暮らしや認知症などの高齢者の増加が見込まれるため、地域ボランティアや協定締結事業者による見守り活動を拡大し、ネットワーク化を推進します。また、社会的に孤立しないよう、徒歩圏内に気軽に通える多様な交流の場づくりを進める必要があります。

重点事業	内容
「地域ボランティアによる見守り活動」および「協定締結事業者による見守り活動」の拡充 充実	町会・自治会・マンション管理組合などの団体が、一人暮らし高齢者などを訪問して安否確認を行い、事故の未然防止や早期に異変に気づける支援体制づくりを推進します。また、事業者との協定締結を推進し、おとしより相談センターを核とする地域見守りネットワークの輪を拡大することで、一人暮らし高齢者などが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにします。

重点事業	内 容
「通いの場」の拡大 (介護予防・日常生活支援総合事業) 充実	マンション管理組合、民間事業者等にも積極的に PR 活動を行い、身近な場所での「通いの場」の開設を働きかけます。また、男性の参加を促すプログラムなど、運営や活動内容に沿った新たな支援を検討し、多様な交流の場を提供することで、多くの高齢者の社会参加を促します。
「住民参加による支え合いの体制づくり」の推進 充実	京橋・日本橋・月島の3つの生活圏域に生活支援等サービス体制を整備することで、地域課題、既存の地域資源に対するネットワークを強化し、多様なニーズを迅速に把握し、生活支援・介護予防サービスにつないでいきます。また、地域の特性を生かした資源開発や担い手の育成を行っていきます。

目標3 認知症ケアと在宅療養支援の推進

増加傾向にある認知症高齢者や家族を支えるため、本人や家族などが気軽に相談できる場を充実し、認知症高齢者の早期診断・早期対応を促進する支援を拡大する必要があります。

また、認知症の人やその家族にやさしい地域づくりを進めるため、さらに多くの人に対して認知症に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、認知症の人やその家族がより身近で気軽に交流・相談等ができる場（認知症カフェ等）を拡大する必要があります。

重点事業	内 容
「認知症サポート電話 およびおとしより相談センターによる相談支援」の充実 充実	認知症カフェへの出張や匿名でも相談が可能な認知症サポート電話の周知強化により、認知症の不安がある本人や家族が相談しやすい環境づくりに努め、具体的なアドバイスや訪問などによる支援につなげていきます。
「認知症初期集中支援チーム」による支援 充実	これまで医療につながらなかった受診拒否傾向のある認知症が疑われる高齢者等に対して、直接医師が訪問・観察・評価を行い適切な医療につなげていきます。
「認知症サポーター養成講座」の受講者数拡大 充実	認知症の正しい知識を幅広い年代へ積極的に啓発し、地域全体が認知症の人や家族をサポートする環境づくりを進めます。また、講座を児童館などで開催し子どもや家族を対象に加えるなど、対象者を一層広げてサポーターの活躍を促していきます。
「気軽に相談できる場（認知症カフェ等）」の拡大 充実	認知症の人やその家族が地域から孤立することなく、地域と接することができるよう、身近なところで気軽に必要な支援等に関する相談ができる場の拡大を図っていきます。

今後さらに在宅療養のニーズが増加し、多様化することが見込まれるため、医療と介護の関係者の連携を一層強化する必要があります。

また、早い時期から本人や家族が在宅療養が必要となった場合に備えてもらうため、より多くの方に在宅療養や看取りに関する知識の普及啓発を図る必要があります。

重点事業	内容
「医療と介護の関係者の交流の場」の拡大 充実	在宅医療を受け持つ医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師とケアマネジャーや介護サービス従事者の交流の場を拡大していきます。これにより、医療と介護の連携をよりスムーズにして、安心して在宅療養を継続することができるようにしていきます。
「区民向け在宅療養支援シンポジウムおよび講演会」の拡充 充実	区民を対象としたシンポジウムや講演会を開催することにより、さらに多くの区民が在宅療養や在宅での看取りなどに関するイメージを持ち、自分のこととして考えてもらえるようにしていきます。

目標4 介護サービスの充実と人材確保

介護保険制度の信頼を高め持続可能な制度を構築するため、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントを行い、必要なサービスを適切に提供するとともに、介護給付適正化計画に基づく実効性のある取組推進など、保険者の機能強化を図る必要があります。

また、在宅サービスのニーズの増加および多様化、特に医療ニーズのある要介護高齢者の増加に応じるため、既存サービスの利用を促進するとともにニーズの動向を踏まえた運営事業者の誘致等を推進し、サービスを確保する必要があります。

重点事業	内容
「介護給付適正化」の推進 充実	専門員によるケアプラン、住宅改修などの点検件数の拡大を図るなど、第4期介護給付適正化計画に基づく適正化事業に積極的に取り組んでいきます。受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するよう促し、適切なサービスの確保を図ることにより、資源や費用の効率化につなげていきます。
「介護サービス事業者の実地指導」の強化 充実	実地指導の件数を増加し、一層サービス提供体制の適正化に取り組みます。人員・設備・運営基準の遵守および適切な介護報酬の請求事務に限らず、事業者等の育成・支援の観点からケアの質の向上に資する指導となるよう、重点的かつ効果的な指導を一定の計画に基づき実施します。
「小規模多機能型居宅介護」の普及 充実	引き続き利用拡大を図るとともに、需要の動向を踏まえつつ事業所の誘致等を推進し、要介護高齢者の在宅生活の継続を支援していきます。
「看護小規模多機能型居宅介護」運営事業所の誘致 新規	医療ニーズのある要介護高齢者の増加に対応するため、「看護小規模多機能型居宅介護」の区内での提供体制の整備に向けて、運営事業所を誘致していきます。

重点事業	内 容
「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の普及およびサービスの確保 充 実	サービスの普及啓発により利用を促進するとともに、需要の動向を踏まえつつ、運営事業所の誘致を推進し、医療ニーズのある要介護高齢者の増加に対応していきます。
「地域ケア会議」の充実 充 実	ケアマネジャー資質向上をはかるために個別事例についてのケアプランの検討を行う地域ケア会議を新たに開催し、適切で効果的なケアプランの作成につなげていきます。

多くの介護サービス事業所において介護職員の不足が顕在化しているため、区内介護事業所の雇用支援を促進し、介護人材の確保定着を図る必要があります。さらに、在宅介護の介護者の負担を軽減するため、介護者の休息を確保するショートステイ等のサービスを拡充する必要があります。

重点事業	内 容
区独自の「介護事業所の雇用・育成支援」の実施 新 規	区内介護事業所の介護職員不足に対応するため、介護職員初任者研修の受講に加えて、介護事業所に就職するまでを斡旋する介護人材確保支援事業を実施するほか、合同就職面接会の開催や宿舍借上支援事業などにより、新たな介護職員の雇用の創出・定着につなげます。
「ショートステイ（短期入所生活介護）サービス」の拡大 充 実	ショートステイサービスを桜川敬老館等複合施設の改築に合わせて平成 32（2020）年度に新たに 1カ所（8床）整備します。

目標 5 安心して生活できる住まいの確保

在宅生活が困難となった高齢者のセーフティネットとして、施設の介護ニーズは今後も高まるものと予測されます。また、地域における認知症ケアの中核サービスとして、今後、大幅な増加が見込まれる認知症高齢者の受入体制を拡充していく必要があります。

重点事業	内 容
地域密着型特別養護老人ホームの整備 新 規	平成 32（2020）年度の開設に向けて、桜川敬老館等複合施設の建替えにあわせて、同複合施設内に地域密着型特別養護老人ホームの整備を進めていきます。（定員 29 人）
認知症高齢者グループホームの整備 新 規	平成 32（2020）年度の開設に向けて、桜川敬老館等複合施設の建替えにあわせて、同複合施設内に認知症高齢者グループホームの整備を進めていきます。（定員 18 人）

第4章 介護保険サービス等の見込み

1 第7期計画期間中の整備計画

平成32（2020）年度の開設に向けて、桜川敬老館等複合施設の建替えにあわせて、同複合施設内に施設・居住系サービス等の整備を進めていきます。

図表8 第7期計画期間中の整備計画

		平成29 年度末	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	計
認知症対応型 共同生活介護	定員	63人	-	-	18人	81人
	箇所数	4カ所	-	-	1カ所	5カ所
地域密着型 介護老人福祉施設	定員	58人	-	-	29人	87人
	箇所数	2カ所	-	-	1カ所	3カ所
短期入所生活介護	定員	57人	-	-	8人	65人
	箇所数	6カ所	-	-	1カ所	7カ所

2 介護保険サービス事業量等の見込みと介護保険料

(1) 要支援・要介護認定者数の見込み

要支援・要介護認定者数は平成37（2025）年度には6,650人になり、平成29（2017）年度の1.36倍になると見込まれます。

図表9 要支援・要介護認定者数の実績と見込み

(単位：人)	実績値			見込値			
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成37年度 (2025)
認定者数	4,463	4,584	4,901	5,123	5,386	5,680	6,650
要支援1	575	657	695	723	754	783	941
要支援2	535	526	585	618	669	723	1,080
(要支援者計)	1,110	1,183	1,280	1,341	1,423	1,506	2,021
要介護1	841	845	992	1,046	1,107	1,168	1,284
要介護2	803	835	839	879	916	959	1,029
要介護3	692	706	697	720	746	769	834
要介護4	564	568	586	604	629	667	754
要介護5	453	447	507	533	565	611	728
(要介護者計)	3,353	3,401	3,621	3,782	3,963	4,174	4,629

※平成29年度までは介護保険事業状況報告（各年9月末）、平成30年度以降は区推計資料

(2) 介護サービス事業費等の見込み

高齢化の進展による要介護認定者数の増加に伴い、介護給付の増加が見込まれます。

図表 10 標準給付費の見込み

	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	合計
総給付費	7,250,534千円	7,643,251千円	8,297,651千円	23,191,436千円
在宅サービス費(※1)	3,950,108千円	4,251,178千円	4,733,294千円	12,934,580千円
居住系サービス費	1,385,318千円	1,467,366千円	1,572,039千円	4,424,723千円
施設サービス費	1,953,985千円	1,986,346千円	2,059,235千円	5,999,566千円
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額(※2)	▲38,877千円	▲61,639千円	▲66,917千円	▲167,433千円
その他給付費(※3)	415,378千円	437,877千円	475,367千円	1,328,622千円
標準給付費 計	7,665,913千円	8,081,128千円	8,773,019千円	24,520,059千円

※1 在宅サービス費には、特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費、住宅改修費・介護予防住宅改修費、居宅介護支援費・介護予防支援費を含む

※2 利用者負担3割導入(平成30年8月～)による財政影響額

※3 その他給付費とは、特定入所者介護サービス費等給付費、高額介護サービス費等給付費、高額医療合算介護サービス費等給付費、審査支払手数料を指す

(注) 千円単位で掲載しているため、表中の数値を計算しても合計が一致しない場合がある

図表 11 地域支援事業費の見込み

	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	合計
介護予防・日常生活支援総合事業費	218,525千円	247,471千円	255,690千円	721,685千円
包括的支援事業・任意事業費(※4)	196,163千円	219,636千円	222,605千円	638,404千円
地域支援事業費 計	414,688千円	467,107千円	478,295千円	1,360,089千円

※4 「地域包括支援センター管理事業」「在宅医療・介護連携推進事業」「認知症施策推進事業」「生活支援体制整備事業」および「介護給付適正化事業」の実施にかかる事業費

(注) 千円単位で掲載しているため、表中の数値を計算しても合計が一致しない場合がある

(3) 第7期介護保険料基準額の設定

要介護認定者数の増加に伴う介護給付費の増加等により、保険料水準の上昇が見込まれ、第7期計画期間に見込まれる総給付費から算出した第1号被保険者の第7期保険料基準額は月額6,468円と推計されます。一方で、介護保険給付準備基金を活用することにより、第7期介護保険料基準額を第6期と同額の5,920円に据え置くこととしました。

第7期保険料基準額

5,920円

(月額)

= $\frac{\text{第7期の介護サービスの総費用のうち第1号被保険者負担分}}{\text{3年} \times \text{12カ月} \times \text{中央区の第1号被保険者数}}$

※基本的上記算出式によるが、年齢区分別高齢者数、第1号被保険者の所得分布、介護保険給付準備基金の活用により最終的に決定

(4) 第7期の所得段階別介護保険料

図表 12 第7期の所得段階別介護保険料

第7期：平成30(2018)～32(2020)年度				第6期 平成27(2015)～29(2017)年度			
保険料段階	対象者	保険料率	年間保険料 (月額)	保険料 段階	保険料 率	年間保険料 (月額)	
第1段階	・生活保護を受給している方 ・高齢福祉年金を受給していて 世帯全員が区民税非課税の方 ・世帯全員が区民税非課税かつ本人の合計所得 金額+公的年金収入額が80万円以下の方	0.40 (※1)	28,440円 (2,370円)	第1段階	0.45 (※1)	31,920円 (2,660円)	
第2段階	世帯全員が 区民税 非課税	本人の合計所得金額+ 公的年金収入額が 120万円以下の方	0.70	49,680円 (4,140円)	第2段階	0.70	49,680円 (4,140円)
第3段階		本人の合計所得金額+ 公的年金収入額が 120万円を超える方	0.75	53,280円 (4,440円)	第3段階	0.75	53,280円 (4,440円)
第4段階	本人のみが区 民税非課税で 世帯員に区民 税課税の方が いる場合	本人の合計所得金額+ 公的年金収入額が 80万円以下の方	0.90	63,960円 (5,330円)	第4段階	0.90	63,960円 (5,330円)
第5段階 (基準額)		本人の合計所得金額+ 公的年金収入額が 80万円を超える方	1.00	71,040円 (5,920円)	第5段階 (基準額)	1.00	71,040円 (5,920円)
第6段階	本人が 区民税課税	合計所得金額が 120万円未満の方	1.15	81,720円 (6,810円)	第6段階	1.15	81,720円 (6,810円)
第7段階		合計所得金額が 120万円以上 200万円未満の方(※2)	1.22	86,640円 (7,220円)	第7段階	1.22	86,640円 (7,220円)
第8段階		合計所得金額が 200万円以上 300万円未満の方(※3)	1.45	102,960円 (8,580円)	第8段階	1.45	102,960円 (8,580円)
第9段階		合計所得金額が 300万円以上 350万円未満の方(※4)	1.50	106,560円 (8,880円)	第9段階	1.50	106,560円 (8,880円)
第10段階		合計所得金額が 350万円以上 500万円未満の方	1.70	120,720円 (10,060円)	第10段階	1.70	120,720円 (10,060円)
第11段階		合計所得金額が 500万円以上 750万円未満の方	2.00	142,080円 (11,840円)	第11段階	2.00	142,080円 (11,840円)
第12段階		合計所得金額が 750万円以上 1,000万円未満の方	2.30	163,440円 (13,620円)	第12段階	2.30	163,440円 (13,620円)
第13段階		合計所得金額が 1,000万円以上 1,500万円未満の方	2.60	184,680円 (15,390円)	第13段階	2.60	184,680円 (15,390円)
第14段階		合計所得金額が 1,500万円以上 2,000万円未満の方	2.90	206,040円 (17,170円)	第14段階	2.90	206,040円 (17,170円)
第15段階		合計所得金額が 2,000万円以上 2,500万円未満の方	3.30	234,480円 (19,540円)	第15段階	3.20	227,280円 (18,940円)
第16段階		合計所得金額が 2,500万円以上の方	3.70	262,800円 (21,900円)			

(※1) 介護保険制度上の公費による軽減(▲0.05)を含む

(※2) 第6期の第7段階対象者は、本人が区民税課税で合計所得金額が120万円以上190万円未満の方

(※3) 第6期の第8段階対象者は、本人が区民税課税で合計所得金額が190万円以上290万円未満の方

(※4) 第6期の第9段階対象者は、本人が区民税課税で合計所得金額が290万円以上350万円未満の方

(※5) 第6期の第15段階対象者は、本人が区民税課税で合計所得金額が2,000万円以上の方

中央区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画 概要版

平成 30（2018）年 3 月発行

発行 中央区福祉保健部 高齢者福祉課・介護保険課
〒104-8404 東京都中央区築地一丁目 1 番 1 号
電話：03-3546-5353（高齢者福祉課 直通）
03-3546-5642（介護保険課 直通）

刊行物登録番号 29-093
